

庄内町若者定住促進助成事業

庄内町に定住（5年以上居住すること）する意思をもって住宅を取得する若者夫婦世帯に、住宅取得費用の一部を助成します。

若者夫婦世帯：申請時点で満46歳未満の夫婦または夫婦と子の世帯のことで、母子・父子世帯も含まれます。
※ 同居者に満46歳以上の方がいる場合は対象となりません。



◆ 交付対象者

次のいずれにも該当する方です。

- ① 若者夫婦世帯の方
 - ② 町内に定住（5年以上居住すること）する意思のある方
 - ③ 町内に住宅を所有していない方
 - ④ 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない方
 - ⑤ 住宅の取得が、4親等以内の者からの相続、譲渡、売買によるものでないこと
 - ⑥ 庄内町持家住宅建設祝金の交付を受けていない方
- ※ 申請者は、取得しようとする住宅の持分1/2以上になる方となります。

◆ 助成金の額

住宅取得費用（土地代、設計費、リフォーム後の中古住宅取得の場合は改修費用を含む。）の10%または次の額が限度額になります。

	新築の限度額	中古住宅取得の限度額
町外居住者	70万円（町内業者施工は100万円）	50万円
町内居住者	30万円（町内業者施工は80万円）	20万円

- ※ 町内業者とは、庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。ただし、下請負人がある場合は、下請負人の数かつ費用の1/2以上が町内業者の場合に限ります。
※ 新築の場合は、持家住宅建設祝金との併用はできません。
※ 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額となります。



【町外居住者は、次のいずれかに該当する方です。】

- ① 申請者および同居しようとする配偶者（事実婚、婚姻予定を含む。以下同じ。）のうちいずれかが、現に3年以上継続して町外に住所を有している方であるとき
- ② 申請者および同居しようとする配偶者のうちいずれかが、申請日から1年前以内に婚姻により庄内町に転入し、転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき
- ③ 申請者が、申請日の1年前以内に庄内町に転入した方で、町に転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき

■ 注意事項 ■

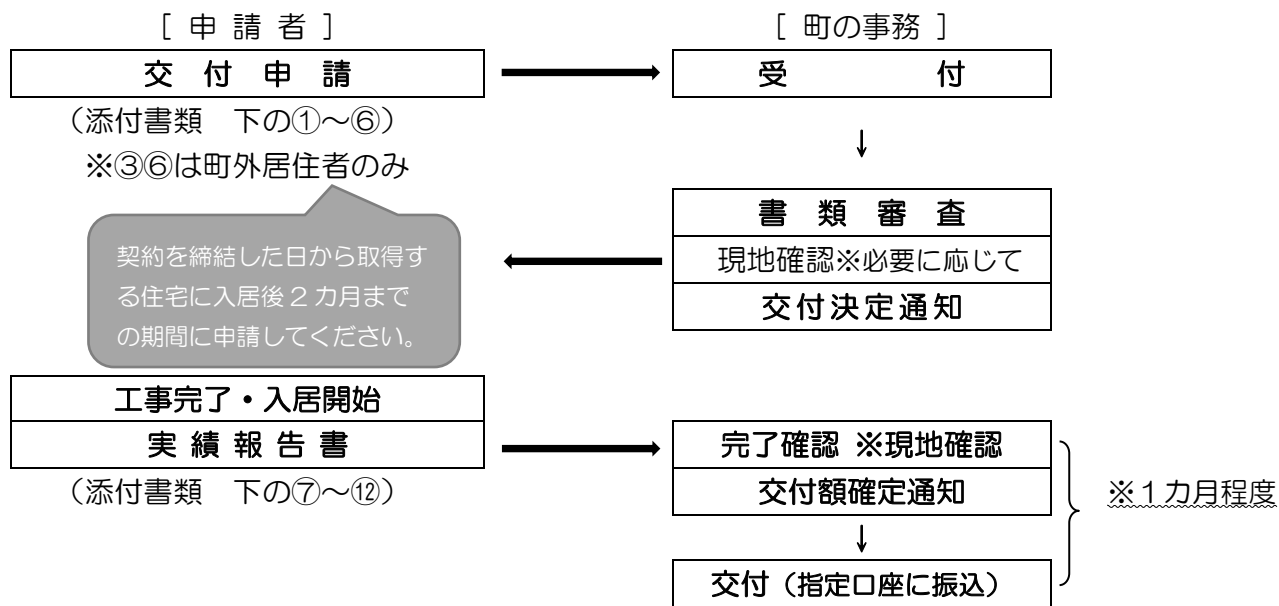
次に該当した場合は、助成金を返還していただきます。

- 虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けた場合
- 5年以内に転居または住宅の所有権移転その他賃貸等を行った場合



【申請等の手続きは、裏面をご覧ください。】

◆ 助成金交付までの流れ



◆ 申請に必要な書類と手続き

【交付申請】

住宅の取得にかかる契約を締結した日から、取得した住宅に入居後2カ月までの期間に、①～⑥の書類を添えて申請してください。(※③⑥は、町外居住者の方のみ提出ください。)

- ① 若者定住促進助成金交付申請書
- ② 住民票 (取得する住宅に住む世帯員全員分)
- ※③ 町外に3年以上定住したことを証する書類 (戸籍附票・住民票除票など)
- ④ 取得する住宅の位置図と平面図
- ⑤ 住宅取得価格がわかる契約書の写し
- ※⑥ 納税証明書 (前年度分) ※16歳以上全員分

【その他】
町内業者施工の場合は、下請負人内訳書も提出ください。

【実績報告】

住宅を取得し入居した日から60日以内または交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、⑦～⑫の書類を添えて提出してください。※期限を超えると無効になるので注意

- ⑦ 若者定住促進助成事業実績報告書
- ⑧ 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- ⑨ 取得した住宅に入居後の住民票 (世帯員全員が記載されているもの)
- ⑩ 住宅取得価格がわかる領収書の写し (領収書または振込依頼書の写し)
- ⑪ 口座振替依頼書
- ⑫ アンケート

※ 事業内容に変更があった場合は、若者定住促進助成変更 (中止・廃止・取下げ) 承認申請書を提出してください。

問合せ・申込み先
 庄内町 建設課 都市計画係
 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
 TEL 0234-42-0860 (直通) FAX 0234-42-0190